



精神科関連の注目点

地域移行促進に重点化！

1月29日、2020年度診療報酬改定に向けて中央社会保険医療協議会より「個別改定項目について」が公表されました。

精神科病院にとって注目すべきは、精神科救急入院料の見直し、精神科多職種連携による入退院支援の充実、期間限定の地域移行機能強化病棟の延長と要件見直し、ではないでしょうか？

ポイント1

精神科救急入院料の届出病床数が厳格化！ 上限超え病床分が削減させられる？

本病棟は精神科病床の2割以下が上限ですが、既得権で上限超が容認されています。

しかし、今回改定で既得権に期限が設けられ、2年以内に削減させられることになりました。

届出病床数上限

精神病床 300床以下⇒60床以下
精神病床 300床超 ⇒2割以下

既得権による上限超えの廃止へ

2018年度末時点の上限超は維持可能
⇒令和4年3月末まで維持可能

ポイント2

精神科退院時共同指導料が新設！ 難治性長期入院患者の退院は進むのか？

今回改定で退院困難等な患者に対する退院促進のための多職種・他施設による共同指導の評価が新設されます。

難治性の長期入院患者の退院促進へのインセンティブと思われませんが、要件が厳しく効果が出るか疑問が残ります。

新設

精神科退院時共同指導料1	
(外来又は在宅医療担当医療機関)	
イ 措置入院患者等	1,500点
ロ 重点的な支援が必要な患者	900点
精神科退院時共同指導料2	
(入院医療提供医療機関)	
	700点

ポイント3

地域移行機能強化病棟の届出期間が延長！ 要件厳格化で算定病院は増えるのか？

本年度末であった本病棟の届出期間が3年間延長されます。取得時の稼働率やPSWの配置要件等は緩和されていますが、実績要件は厳格化されました。

特に病床削減要件の20%から30%への引上げが厳しく、病院経営に大きな打撃となるため、新たな届出数が増えるとは思えません。

今後、入院患者要件が厳格化され、この病棟を持たざるを得ない状況になる可能性はないでしょうか？



戸田建設株式会社
医療福祉部

郵便番号 104-0032
東京都中央区八丁堀2-8-5
電話：03-3535-6271
FAX：03-3551-8916
HP:<http://medical.toda.co.jp/>